

坪内逍遙博士顕彰会規約

(名称等)

第1条 本会は、坪内逍遙博士顕彰会（以下「本会」という。）と称し、事務局をみのかも文化の森内に置く。

(目的)

第2条 本会は、坪内逍遙博士の遺徳と業績を顕彰して、郷土文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 坪内逍遙博士の誕生された5月22日を生誕記念日として、この時期に博士にちなむ文化事業を行う。
- (2) 坪内逍遙博士の逝去された2月28日を追悼の日として、この時期に追悼会を行う。
- (3) 生誕地「逍遙公園」の清掃活動等を行う。
- (4) 坪内博士にちなんだ文芸賞制度等を設け郷土文芸を奨励する。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業を行う。

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する者とする。会員の種類は、次の二種類とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同し、入会した者とする。
 - (2) 賛助会員は本会の目的を理解し、事業を援助するため入会した個人又は団体とする。
- 2 本会に入会しようとする者は、入会届を会長に提出するものとする。

(会費)

第5条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員の会費は、年額1,000円とする。
- (2) 賛助会員の会費は年額一口5,000円とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1名
副会長 2名
総務 2名
会計 1名
(以上、執行部)
理事 執行部ほか10名程度
監事 2名

(任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員を選出)

第8条 会長、副会長、総務、会計は、理事会において理事のうちから互選する。

- 2 次期理事は、理事会において正会員のうちから選出し委嘱する。
- 3 監事は、総会において正会員のうちから選出する。

(役員職務)

第9条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 総務は、本会の総務を掌る。
- (4) 会計は、本会の会計を掌る。
- (5) 理事は、本会の事業計画・予算、事業報告・決算及び執行部役員（会長、副会長、総務、会計）の選出その他重要事項を審議する。
- (6) 監事は、本会の会計を監査する。

(名誉会長、顧問、相談役)

第10条 本会に名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び相談役は、理事会の審議を経てこれを委嘱する。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、理事会及び執行部会とし、会長が招集する。

2 総会は、正会員でもって構成し、毎年生誕記念の時期に開催して、事業計画・予算及び監事の選出を議決し、事業報告・決算、執行部役員を選出及びその他の重要事項を承認する。

なお、賛助会員は総会に出席し、意見を述べることができる。

3 理事会は、会長、副会長、総務、会計および理事をもって組織し、事業計画・予算、事業報告・決算、執行部役員を選出及びその他の重要事項を審議し議決する。

4 執行部会は、会長、副会長、総務および会計で組織し、事業を執行する。ただし、必要に応じて会長が指名する理事の出席を求めることができる。

5 前各項のほか、理事会において必要があると認めるときは臨時総会を開催することができる。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費・補助金・寄付金・その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の改正)

第14条 この規約を改正しようとするときは、総会の議決による。

(委任)

第15条 この規約の執行について、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成2年9月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年5月22日から施行する。